

介護福祉士の資格保有者は 離職した際、 福祉人材センターへの届出が 努力義務となっています。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。介護職として働く人は増えていますが、現在、そして近い将来、介護を必要とする高齢者も増加し続けているため、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍いただけるように届出制度を創設。福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができるようになりました。

また、介護福祉士とは異なり、法律による努力義務はありませんが、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出ると支援を受けることができます。



介護福祉士の
お守り、
できました。

お忘れなく。 あなたを生涯支える 離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	---------------------	-----------



厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

せつかくの、
資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



ご存知ですか？ あなたを生涯支える 離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	---------------------	-----------



厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

連絡先・センター/パンタ名

埼玉県福祉人材センター
電話：048-833-8033